

2011年4月1日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第159号)

国家外貨管理局、対外債務管理を強化 ～延払・前受金に係る貿易金融登記管理、中継貿易に係る規制を強化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年3月18日付で、『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』(匯発[2011]11号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は、ホットマネーと呼ばれる投機資金の流入を防ぐために、クロスボーダーの資金移動に対する管理を強化したものです。貿易金融登記管理における前受金および延払の基礎比率を30%から20%に引き下げたほか、中継貿易における受取外貨を「審査待ち口座」と呼ばれる口座に一旦入金した後に元転・振替手続を行うように義務付けるなど、対外債務に係る規制を強化しています。

国家外貨管理局は昨年11月、『外貨業務管理の強化に関する問題についての通達』(匯発[2010]59号)を公布し、銀行の短期対外債務管理に係る規制を強化したほか、輸出外貨受取・元転ネットワークにおける来料加工貿易の外貨受取比率を30%から20%に引き下げるなど、クロスボーダーの資金移動に係る規制を強化していましたが、『通達』ではさらに前受金や延払といった貨物貿易における対外債務管理を強化。貿易決済を偽装したホットマネーの流入抑制を図ろうとする中国金融当局の姿勢がうかがえます。

『通達』の詳細につきましては、以下をご参照ください。

□ 前受金・延払に係る規制強化

『通達』第3条では貨物貿易に係る貿易金融登記管理における「前受金」および「延払」について、2011年4月1日からその基礎比率をそれぞれ30%から20%に引き下げると規定し、貨物貿易に係る対外債務規制を強化しています。

【 貿易金融登記管理 】

登記手続		基礎比率	限度額
対外債務 登記手続	前受金登記	<u>20%</u>	直近12ヶ月の輸出受取外貨額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
	延払登記		直近12ヶ月の輸入対外支払額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
対外債権 登記手続	前払登記	30%	直近12ヶ月の輸入対外支払額×規制比率 ¹ －登記残高 ²
	ユーザンス回収登記	未設定。債権登記済であるユーザンス回収は、システム上で全額確認	

注1 規制比率＝基礎比率＋調整比率。基礎比率は国家外貨管理局が、貿易金融登記管理システムで登記手続を行った企業に対して統一的に設定。調整比率は外貨管理局が、管轄地域内の具体的な企業の生産・経営における必要性、所属する業界の特徴、貿易決済慣例等の要因に基づき、システム上で、当該企業に対して、単独に設定。

注2 「登記残高」とは、「確認済の引出(決済)登記金額－確認済の抹消登記金額」のことを指す。

国家外貨管理局は2008年、外貨の違法な流出・流入を防ぐことを目的として「貿易金融登記管理システム」を導入。前受金・延払金といった対外債務に対してシステム上での登記手続を義務付け、貿易決済に関する審査を厳格化しました。その後、前払・ユーザンス回収といった対外債権に対しても規制を設け、貨物貿易に係る資金移動管理を全面的に強化しました。しかし2008年末以降、世界的な景気低迷や中国における貿易取引の落ち込みといった要因から、中国政府は貿易促進策を打ち出し、その一環として「貿易金融登記管理」の規制緩和を実施。貨物貿易における前受金や延払の受取（支払）可能額を決定する基礎比率を、当初の10%から段階的に30%まで引き上げていました。

この度の『通達』では、緩和措置から一転して規制強化を図り、貿易金融登記管理の基礎比率を再び20%に引き下げています。企業の決済業務にも影響を及ぼすため留意が必要です。

【 貿易金融登記管理に係る規制変化 】

08年 12月	✓ 前受金・延払登記の基礎比率を10%から25%に引き上げ ✓ 3万米ドル相当以下の前受金・延払を規制対象外に
09年 4月	✓ 延払登記管理を「年間累計発生額管理」から「残高管理」に変更 ✓ 3万米ドル相当以下の前払を規制対象外に
09年 6月	✓ 前受金・延払登記の基礎比率を25%から30%に引き上げ
09年 9月	✓ 5万米ドル相当以下の前受金・延払・前払を規制対象外に ✓ 前払登記の基礎比率を10%から30%に引き上げ

規制強化へ！

11年 4月	✓ 前受金・延払登記の基礎比率を30%から20%に引き下げ
-----------	---

□ 中継貿易に係る外貨管理規制の強化

『通達』第2条では、中継貿易における外貨受取資金は必ず「審査待ち口座」に入金するように規定するなど、以下のような規制強化策を打ち出しています。

【 中継貿易に対する規制強化 】

- ✓ 中継貿易に係る受取外貨は、企業が相応する中継貿易の対外支払を行った後に元転もしくは振替を行うこと。
- ✓ 銀行は貨物貿易に係る受取外貨は企業の審査待ち口座に入金すること。
- ✓ 企業が中継貿易に係る受取代金の元転もしくは経常項目口座への振替を行う場合、銀行に対して相応する貨物貿易の輸出契約書、輸入契約書、外貨受取および対外支払に係る書類を提出すること。
- ✓ 中継貿易に係る受取代金の元転もしくは振替金額が相応する支払金額の20%を超える場合、企業は上述の書類を持参して当地の外貨管理局で申請手続を行い、当地の外貨管理局の認可を受けた後、銀行は企業のために相応する元転もしくは振替手続を行うことが可能。

国家外貨管理局は2008年7月から「輸出外貨受取・元転ネットワーク審査」と呼ばれる外貨管理規制を導入。輸出受取外貨は原則として「審査待ち口座」と呼ばれる口座に一旦入金した後に元転・振替手続が可能であると規定しました。

『通達』では、従来、当該規制の対象外であった中継貿易に係る受取外貨も「審査待ち口座」に入金するように求めています。しかし『通達』では中継貿易における外貨受取・支払の具体的な手続については言及されておらず、また明確さに欠ける表現も見られるため、詳細については、今後、関連当局による説明を待つ必要があります。

『通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および5ページにございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

国家外貨管理局

匯発[2011]11号

『外貨業務管理のさらなる強化に関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局：

クロスボーダーの資本移動による金融リスクを防ぐため、ここに関連する外貨管理業務をさらに強化する問題について以下のように通知する。

1. 銀行の外貨売買用総合ポジション管理のさらなる強化。先物為替予約業務をすでに実施している銀行に対して、現金主義に基づくポジション残高下限管理の基礎のもと、2010年11月8日における現金主義に基づくポジション残高がマイナスの銀行に係る下限に対してさらなる調整を行う。このうち、11月8日におけるポジション残高が－20億米ドル(－20億米ドルを含む)を下回る場合、下限を当該残高の40%に調整する。ポジション残高が－20億米ドルと0の区間内にある場合、下限を当該残高の50%に調整する。銀行の現在保有しているポジションが今回の調整後の下限を下回る場合、段階的にポジションを増額し、遅くとも2011年9月30日までに限度額以内に調整しなければならない。人民元業務を取り扱っておらず、かつ外貨売買用人民元専用口座の残高管理を実行している外資銀行は上述の規定を適用しない。
2. 中継貿易に係る外貨管理の強化。中継貿易に係る受取外貨は、企業が相応する中継貿易の対外支払を行った後に元転もしくは振替を行わなければならない。銀行は貨物貿易に係る受取外貨は企業の審査待ち口座に入金しなければならない。企業が中継貿易に係る受取代金の元転もしくは経常項目口座への振替を行う場合、銀行に対して相応する貨物貿易の輸出契約書、輸入契約書、外貨受取および対外支払に係る書類を提出しなければならない。銀行は関連する証憑を審査した後、企業のために元転もしくは振替手続を行うことができる。中継貿易に係る受取代金の元転もしくは振替金額が相応する支払金額の20%を超える場合、企業は上述の書類を持参して当地の外貨管理局で申請手続を行い、当地の外貨管理局の認可を受けた後、銀行は企業のために相応する元転もしくは振替手続を行うことができる。

3. 前受金および90日以上の特延に係る基礎比率の引き下げ。企業の貨物貿易に係る前受金もしくは90日以上の特延の基礎比率を、それぞれ直近12ヵ月の輸出受取外貨もしくは輸入対外支払総額の20%とする。
4. 金融機関の短期対外債務管理の強化。2010年における国内機関の短期対外債務残高指標の認定を基礎とし、2011年度における国内機関の短期対外債務指標規模をさらに圧縮し、かつインターバンク預金・インターバンク資金放出の規模が比較的大きい銀行の短期対外債務残高指標を適度に引き下げる。

本通達は2011年4月1日より実施する。国家外貨管理局各分局、外貨管理部は本通達を速やかに管轄内の中心支局、支局および管轄内の銀行に転送すること。各中国資本銀行は本通達を拠点機関に転送すること。執行中に問題がある場合、遅滞なく国家外貨管理局に報告しなければならない。

連絡先 : 010-68402450、68402313、68402446

2011年3月18日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

国家外汇管理局
汇发[2011]11 号
关于进一步加强外汇业务管理有关问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局：

为防范跨境资本流动带来的金融风险，现就进一步加强有关外汇业务管理问题通知如下：

- 一、 进一步加强银行结售汇综合头寸管理。在对已开办远期结售汇业务的银行实行收付实现制头寸余额下限管理的基础上，进一步调整 2010 年 11 月 8 日收付实现制头寸余额为负数的银行的下限。其中：11 月 8 日头寸余额低于-20 亿美元（含）的，下限调整为该余额的 40%；头寸余额在-20 亿美元至 0 区间内的，下限调整为该余额的 50%。银行现持头寸低于本次调整后下限的，应逐步增持头寸，最迟于 2011 年 9 月 30 日前调整到限额以内。未开办人民币业务并实行结售汇人民币专用账户余额管理的外资银行不适用上述规定。
- 二、 加强转口贸易外汇管理。转口贸易项下外汇收入应在企业进行相应转口贸易对外支付后方可结汇或划转。银行收到转口贸易外汇收入应当转入企业待核查账户；企业将转口贸易收入结汇或划转到经常项目账户时，应当向银行提交相应的转口贸易出口合同、进口合同、收汇及付汇凭证；银行审核相关单证后方可为企业办理结汇或划转手续。转口贸易收入结汇或划转金额超过相应支出金额 20%的，企业应当持上述单证向当地外汇局申请；经当地外汇局核准后，银行方可为企业办理相应结汇或划转手续。
- 三、 下调预收货款和 90 天以上延期付款基础比例。将企业货物贸易项下预收货款或 90 天以上延期付款的基础比例，分别调减至其前十二个月出口收汇或进口付汇总额的 20%。
- 四、 加强金融机构短期外债管理。在 2010 年核定境内机构短期外债余额指标的基础上，进一步压缩 2011 年度境内机构短期外债指标规模，并适度调减存放同业、拆放同业规模较大银行的短期外债余额指标。

本通知自 2011 年 4 月 1 日起实施。请国家外汇管理局各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402450，68402313，68402446。

二〇一一年三月十八日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。